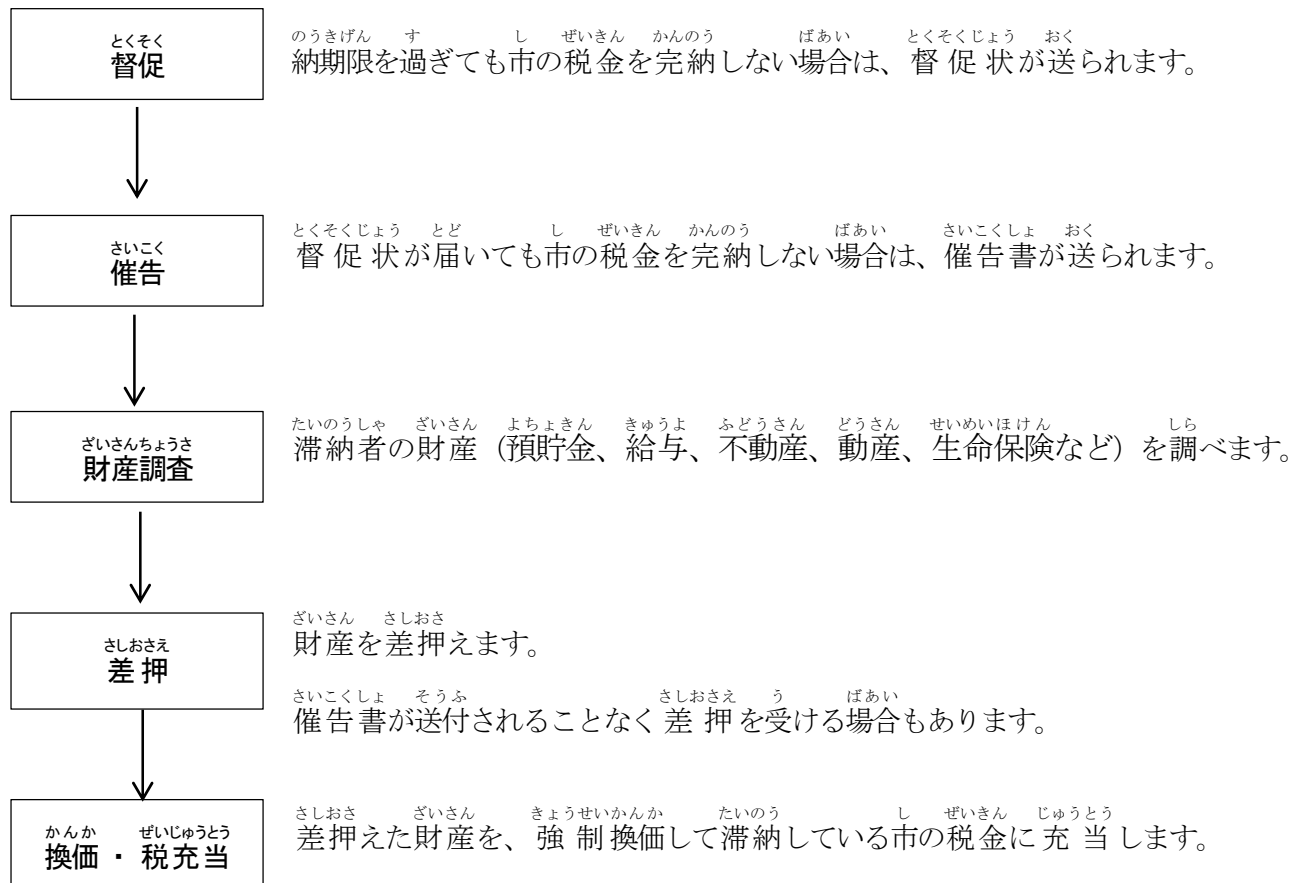


たいのうしよぶん 滞納処分

がいよう 【概要】

し ぜいきん おさ ばあい とくそくじょう はっ ひ きさん にち けいか ひ かのう
市の税金を納めない場合に「督促状」を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」
ざいさんさしおさえ たいのうしよぶん う ほうりつ き
は財産差押などの滞納処分を受けることになると法律で決められています。
のうぜいしゃ たん ふちゅうい とくべつ じじょう おさ ばあい おおたし はや
納税者の単なる不注意や、特別な事情により納められない場合もあるので、太田市では、できるだけ早く
し ぜいきん おさ ぶんしよさいこくしよ おく ぶんしよさいこくしよ おく おさ ばあい
市の税金を納めてもらえるように文書催告書を送っています。文書催告書を送っても納めない場合には、
のうきげん おさ ひと こうへいせい たも ざいさん よちよきん きゅうよ ふどうさん どうさん せいめいほけん さしおさ
納期限までに納めた人との公平性を保つために、財産（預貯金、給与、不動産、動産、生命保険など）を差押
えて滞納している市の税金に充当します。

たいのうしよぶん なが 【滞納処分の流れ】



なが あいだ し ぜいきん おさ
長い間、市の税金を納めないでいると…

がいよう
【概要】

ざいさん ふどうさん どうさん さいけん さしおさ う
○財産（不動産・動産・債権など）の差押えを受けます。

ひつよう てつづ
【必要な手続き】

のうきげん なが す おさ し ぜいきん ばあい しゅうのうか ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち
○納期限から長く過ぎていてもまだ納めてない市の税金がある場合には、収納課（本庁舎2階23番窓口）

ちよくせつき でんわ さつきゅう のうぜいそうだん
に直接来ていただくか、またはお電話にて早急に納税相談をしてください。

せいど じぎょう じゅうてん ちゅういてん
【制度や事業の重点・注意点】

し ぜいきん おさ のうふ ひと こうへいせい たも ざいさん さしおさ
○市の税金を納めないままですと、すでに納付している人との公平性を保つために、財産が差押えされる
ことになります。

さしおさえ ざいさん
差押のできる財産

ふどうさん とち かおく
・不動産（土地・家屋など）

どうさん じどうしゃ おーとばい
・動産（自動車・オートバイなど）

さいけん よちよきん きゅうよ せいめいほけん ちんしゃくりょう かんぶきん
・債権（預貯金・給与・生命保険・賃借料・還付金など）

といあわ さき
【問合せ先】

おおたしやくしよ しゅうのうか かい ばんまどぐち ちよくつう
太田市役所 収納課（2階23番窓口） TEL 0276-47-1946（直通）